

契約中のガス会社や市役所から委託を受けているとかたる業者から、給湯器の点検や交換を迫られたという相談が増えています。

【事例】

契約中のガス会社を名乗る点検業者が訪問してきた。無料の定期点検とのことだったので、ガス設備を一通り点検してもらった。点検後に「給湯器が古くなり、ガス漏れが発生しそうになっている。交換費用は50万円」と言われ、不安になり契約した。

後日、契約書を見返すと、全く知らない業者名が記載されていた。不審に思い、契約中のガス会社に確認すると、訪問してきた業者に点検の委託はしていないとのことだった。また、給湯器の交換時期はまだ先で、仮に交換するとしても50万円は高額だと言われた。

アドバイス

- 電話や訪問で点検を持ちかける業者には注意しましょう。契約中のガス会社や市役所から委託を受けたと偽る業者もいます。
- 点検を依頼したい場合は、契約中のガス会社やメーカー、販売店などに連絡しましょう。
- 電話などで点検を断ることができず訪問されてしまった場合でも、家には上げず玄関越しに対応しましょう。
- 交換などを勧められても、その場で契約せずに、今必



要なのか、交換する機種能力や価格が適切か、よく検討してから契約しましょう。

- 訪問販売で契約した場合、クーリング・オフが適用される可能性があります。契約書を受け取ってから8日以内に書面、メール、ファクスなどで業者にクーリング・オフの通知をすることで契約を解除できます。
- 不安に思った場合や、業者とトラブルになったときは消費者ホットライン(☎188)や消費生活センターに相談してください。

岡崎市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)